



所得税の確定申告 → 税務署へ

●申告が必要な場合は？

所得金額の合計額が所得控除の合計額を超えていて、次に該当する場合は申告が必要です。

◆営業・農業・不動産などの所得がある

①平成26年分の各種の所得金額の合計額から、扶養控除・基礎控除その他の所得控除を差し引いて、その金額に基づいて計算した税額から配当控除額を差し引いて残額がある

②土地(借地権)・建物などの不動産やゴルフ会員権などの資産を売った

◆会社員などの給与と所得がある

①平成26年中の給与と収入金額が2,000万円を超える

②給与を1カ所から受けていて、給与所得や退職所得以外の各種の所得の合計額が20万円を超える

③給与を2カ所以上から受けていて、年末調整されなかった給与の収入金額と給与・退職所得以外の各種の所得金額との合計額が20万円を超える

④同族会社の役員やその親族などで、その同族会社から給与のほか、貸付金の利子、店舗・工場などの貸借料、機械・器具の使用料などの支払いを受けた

●申告の方法は？

◎柏税務署へ直接申告する場合

☑2月16日(月)～3月16日(月)午前8時30分～午後5時 ※土・日曜日を除く。ただし、2月22日・3月1日の各日曜日は受け付け

☑柏税務署の正門の横にある「時間外文書受付箱」に投函(かん)して提出することもできます。なお、柏税務署の駐車場は4月中旬まで利用できません

◎郵送する場合

3月16日(月)までに、申告書に必要事項を書いて、〒277-8522 柏税務署へ郵送で(必着)。なお、収受印を押印した申告書の控えの返送を希望される場合は、82円の切手を貼った返信用の封筒に宛先を書いて、同封してください。

●申告書の便利な作成方法

①国税庁ホームページ

「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書を税務署に提出することができます。

②国税電子申告・納税システム(e-Tax)

国税の申告、納税等をインターネットで行うこと

ができます。国税庁ホームページで作成した申告書データに電子署名をして、そのまま提出(送信)することができます。各種添付書類の提出が不要となるほか、還付金を速やかに受け取れるなど、さまざまなメリットがあります※電子証明書の有効期間は3年間となるのでご注意ください。詳しくはe-Taxホームページやe-Tax・作成コーナーヘルプデスク(☎0570-01-5901)で

●確定申告書作成上の注意点

1 「住民税に関する事項」の記入を

確定申告書第二表の「住民税に関する事項」について該当する場合は、全て正確に記入してください。「住民税に関する事項」に記入がないと、住民税の配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除、寄附金税額控除等が受けられない場合があります。

16歳未満(平成11年1月2日以降生まれ)の扶養控除は廃止されましたが、住民税の非課税限度額の算定に扶養している人数が必要ですので、16歳未満の扶養親族を有する場合は必ず記入してください。

また、「給与・公的年金等に係る所得以外の所得に係る住民税の徴収方法の選択」欄がありますので、ご希望の徴収方法を選択ください。この欄に記載がない場合、原則として市・県民税は給与からの特別徴収(天引き)となります。

2 「公的年金等」の内容とは？

確定申告での「公的年金等」とは、厚生労働省から支給される年金(国民年金、厚生年金)だけでなく、次のような企業年金等も含まれます。

例) 国家・地方公務員等共済組合、公立・私立学校教職員共済組合、企業年金連合会、各種厚生年金基金、国民年金基金、〇〇株式会社企業年金基金など



■確定申告書第二表 (A様式)

16歳未満の扶養親族がいる場合は必ず記入を

■確定申告書第一表 (A様式) 左上部分

国民年金、厚生年金、共済組合の年金、企業年金などを合算した額

生命保険契約等に基づく年金(個人年金保険)、原稿料、講演料などを合算した額

よくある質問にお答えします

事例 年金収入だけで生活している場合

Q 公的年金だけの収入で生活しています。申告する必要はありますか？

公的年金等の収入が400万円以下で、公的年金等以外の所得が20万円以下の場合には、確定申告は不要です。ただし、この場合であっても、所得税が源泉徴収されていれば、医療費控除等を申告することによって還付が受けられる場合があります。

確定申告しない場合、市・県民税については、年金支払機関から市へ提出された年金支払報告書の内容で課税します。控除の追加が必要な場合や公的年金等以外の所得がある場合は、市・県民税の申告が必要です。

放射線対策 NEWS NO.049

「放射線対策ニュース」は毎月1日号に掲載します

掲載情報は1月19日現在のものです

■市内の空間放射線量率についてお知らせします

☎放射線量測定コールセンター ☎7168-1037 ・放射線対策室 ☎7168-1036

市では、平成24年10月から市内主要道路と駅周辺の空間放射線量率について、携帯型環境放射線量測定器を用いた車載走行・歩行による測定を定期的に

行っています。このたび、第8回(平成26年12月実施分)測定結果がまとまりましたのでお知らせします。

●第8回(平成26年12月実施分)調査結果について

今回の調査結果では、11,531箇所の平均値が毎時0.082マイクロシーベルトとなっており、目標値(高さ1メートルで毎時0.23マイクロシーベルト未満)を下回っています。

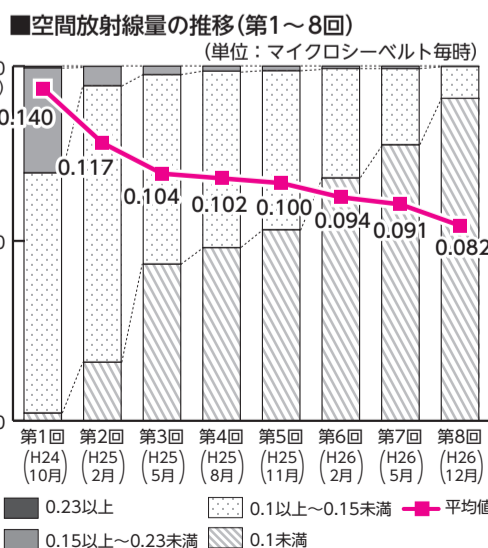
●学校周辺の道路についても測定を行いました

各学校が指定する通学路を参考に、その周辺道路についても歩行による測定を行いました。

測定期間/平成26年10月1日～11月5日

測定方法/地上50センチメートルの高さで歩行により測定
平均値/毎時0.1マイクロシーベルト

◎市内主要道路と駅周辺、各学校の周辺道路の空間放射線量率について、詳しくは市のホームページをご覧ください



●放射性物質の検査結果 1月1日～16日検査分

■市内の農産物 ☎農政課 ☎7167-1143
[手賀沼周辺] ネギ、ホウレン草、ブロッコリー、白菜、キャベツ、大根、カブ、ニンジン、山東菜
[南部] 大根、いよかん、小松菜
検出下限値未満

■給食食材 ☎ 園学校保健課 ☎7191-7376
牛乳、豚肉、鶏肉、キャベツ、ゴボウ、サツマ芋、里芋、大根、長ネギ、ニンジン、白菜、モヤシ、レンコン、エノキ、エリンギ、シメジ、イチゴ、米
検出下限値未満

■保育園(提供した給食1週間分) ☎ 園保育運営課 ☎7167-1137
公立・私立合計5園
検出下限値未満

■表記の説明
N=Nal (TI)シンチレーションスペクトロメータ
☑=ゲルマニウム半導体検出器
検出下限値=使用する検査機器で検出できる最小値のこと
品目・学校名・検査方法などの詳しい内容は、市のホームページに掲載しています。私立幼稚園の検査結果も見ることができます